様　式

会議の名称	第３回学校生活部会
開 催 日 時	令和８年９月 14 日（月）　午後　６時 00 分から 午後　７時 00 分まで
開 催 場 所	本庄市役所　6F 大会議室
出　席　者	太田　和成　部会長　海澤　弥生　副部会長 青柳　実紀　部会員　湊　紗苗　部会員 石田　正寛　部会員　光野　博　部会員 稲村　透　部会員　石川　真義　部会員 中村　友紀子　部会員　根岸　紀之　部会員 木村　正　部会員　芝﨑　昇　部会員 打越　瑞枝　部会員　福島　志乃　部会員 金子　勝　部会員 事務局 次長兼教育環境整備課長　小島　哲 学校教育課長　西田　真吾 教育環境整備課長補佐　市川　宝生 教育環境整備課長補佐　山田　健 教育環境整備課　松島　佑介 教育環境整備課　宮原　又三郎
欠　席　者	なし
議　　題 （次　　第）	１　開　会 ２　あいさつ ３　議　題 （1）体育着について （2）通学用バスについて （3）その他 ４　事務連絡 ５　閉　会
配　付　資　料	１　席次表

様　式

	2　次第 3　【資料 1】第 3 回学校生活部会資料 4　【別紙 1】3 小学校の境界線図
その他特記事項	なし
主　管　課	教育環境整備課

様　式

会　　議　　録

会　議　の　経　過	
発　言　者	発言内容・決定事項等
事務局（山田）	本日はお忙しい中、第３回 学校生活部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、教育委員会教育環境整備課の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会議に先立ちまして、報告と配布資料の確認をさせていただきます。本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱第７条に基づき、本会議は公開といたします。同要綱第８条の規定により、本会議の開催について、市ホームページで公表しております。 次に、同要綱第９条の規定により、傍聴人については、傍聴希望者はありませんでした。　また、会議録等の作成のため、事務局にて本会議の開催風景の撮影及び録音をさせていただきます。あらかじめご了承ください。 会議資料の確認をさせていただきます。会議資料につきましては、部会員の皆さまに事前に郵送させていただいております。本日資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。
	（事務局　部会員に会議資料を配布）
事務局（山田）	それでは、資料の確認をさせていただきます。 １点目としまして「本会議の席次表」 ２点目としまして「次第」 ３点目としまして「【資料１】第３回学校生活部会資料」 ４点目としまして「【別紙１】３小学校の境界線図」 以上、計４点でございます。資料に不足はございませんでしょうか。 報告や資料の確認につきましては、以上でございます。 それでは、これより会議を開催させていただきます。 次第の２番、太田部会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。太田部会長よろしくお願いします。
部会長	本日も部会長として議題の進行をさせていただきます。どうぞよろしくお

	願いします。 本日の第 3 回会議では、前回会議で協議した結果を踏まえて、事務局と製造業者の打ち合わせ結果等報告があると伺っています。 報告内容を踏まえて、さらに協議を深めていけたらと考えていますのでどうぞよろしくお願いします。
事務局（山田）	続きまして次第の 3 番、議題に移らせていただきます。議題の進行につきましては、要綱第 6 条第 2 項の規定により、部会長が議長となって行うこととなっております。これからの議題の進行につきましては、太田部会長にお願いしたいと思います。太田部会長、よろしくお願いします。
議長	部会長が会議の議長を行うということでございますので、この後の議題につきまして、進行を務めさせていただきます。会議のスムーズな運営に、ご協力をよろしくお願いします。 それでは、早速、議題に入らせていただきます。 はじめに、議題（1）「体育着について」事務局から説明をお願いします。
事務局（松島）	議題（1）体育着について、ご説明します。資料の 2 ページをご覧ください。 新たな学校の体育着につきましては、前回の第 2 回会議で皆さまに協議をしていただき、2 つの方向性を定めました。 1 つめは、新たな学校の体育着は本庄東中学校と同じモデルを使用すること、2 つめは、使用開始時期については、統合前から購入可能とし、買い替えによる保護者負担の軽減を図ることになります。 3 ページをご覧ください。 第 2 回会議の後に、事務局が本庄東中学校の体育着メーカーと話し合った結果をご報告します。 1 点目としまして、メーカーより児童用サイズの対応は可能であると回答をいただいております。2 点目としまして、体育着の価格になりますが、メーカーがサイズによる価格の設定をしていないため、本庄東中学校と同じ価格となる予定です。 つづきまして 4 ページをご覧ください。

	3 点目としまして、販売開始時期になりますが、メーカーより令和 10 年 3 月までに仕様が決まる場合、令和 11 年度の新入生から使用が可能と回答をいただいております。そのため、体育着の導入は下の表の体育着スケジュール案のとおり予定されます。 表の青い部分が統合に関係する学年になりますが、令和 11 年の 1 年生から新しい体育着を購入となります。また、令和 11 年の 2 年生から 6 年生は今の体育着と新しい体育着のどちらを着用してもよい混在期間とします。この混在期間は統合する令和 13 年度には 4 年生から 6 年生までが該当し、表にはありませんが令和 15 年度の 6 年生が最後となります。 なお、令和 11 年の 5 年生と 6 年生は統合時に小学校に在籍しませんが、新しい体育着を中学校と同じとするため、小学校時点での買い替えも可能です。ただし、体育着を着用する 5 年生の林間学校を 3 小学校合同で行う計画もありますので、調整が必要と考えています。 議題 1 の途中になりますが、一度説明を終わらせていただきます。
議長	事務局からの説明に対して、ご意見やご質問等ある方は挙手をお願いします。
部会員 A	事務局と製造業者の打ち合わせ結果について、サイズによる価格の変動がないと説明がありましたが、仁手小学校が本庄東中学校のジャージに変更すると値段が上がると思います。 住民説明会でも意見がありましたが、保護者の費用負担軽減について多くでていたと思いますので、サイズによって販売価格が抑えられないか製造業者と話してもらいたいと思います。
議長	ご意見に対して、事務局から何かご説明等ございますか。
事務局	この件につきましては製造業者と事務局で協議をさせていただきます。
議長	その他ご意見ご質問等はございますか。 議題（1）の続きを事務局より説明をお願いします。
事務局（松島）	議題 1 の続きをご説明します。資料の 5 ページをご覧ください。 新しい体育着の仕様について、皆さまに検討していただきます。既にご覧になられた方もいらっしゃると思いますが、本日小学校の体育着をお借り

	しておりますので、会議後にご自由にご覧ください。 新しい体育着のベースとなる本庄東中学校の体育着について、加工箇所を資料にまとめております。 まず、半袖になりますが、色が白と紺の 2 色となります。左胸に学校名、左側の袖に学校マークがプリントされています。この学校マークにつきましては、英語で東を意味するイーストをハート型にデザインし、「東中愛」という意味を表したもので、数年前に本庄東中学校の生徒がデザインし、以降、学校だより等様々な場面で使用しているものと伺っています。学校名の下の緑枠につきましては、氏名を手書きするものになりまして、枠の部分が学年色の緑、青、赤の 3 種類あります。こちらは販売店で購入し、保護者がアイロンで貼り付け、名前を記入しているとのことです。 次に、短パンは紺色になりまして、左足部分に学校名がプリントされています。 次に、ジャージの上になりますが、左胸に学校名と校章がプリント印字されています。また、左下の部分に氏名が刺繍されています。 最後にジャージの下になりますが、特段加工はされていません。 6 ページをご覧ください。 体育着の仕様を考えるにあたっての考え方について、3 小学校及び本庄東中学校の校長先生方と共有している 3 点になります。 1 点目、小学校では体育の授業や運動会で体育着を着用しますが、登下校では着用していません。また、学校名の表記は必須ではありませんが、氏名は必要とのことです。 2 点目、中学校では体育の授業の他、登下校や部活動で体育着を着用することが多く、学校名の表記は必要とのことです。 3 点目、小学校と中学校を同じモデルの体育着としますので、小学校で購入した体育着を中学校でも着用できるような仕様とします。 7 ページをご覧ください。 体育着の仕様について、事務局案を 4 点ご紹介します。 案 1 としましては、中学校の仕様をそのまま小学校で採用するものになり

	ます。こちらの案は中学校の仕様変更が必要なく、小学校から中学校に進学した際にそのまま使用できますが、中学校の校名、校章だけが入ったものを小学校で使用することに対して課題があります。 下の案２としましては、中学校の仕様はそのままで、小学校は加工せずマーク等を入れない仕様になります。こちらの案は前回の会議でもご意見がありましたが、小学校の時は加工せず、中学校進学時に校名、校章等の部分をアイロンプリント等で貼りつける想定となります。ただし、後付けのプリントにつきましては、メーカーや販売店に確認したところ、対応は難しいとの回答をいただいておりますので、他の方法で対応を考えることが必要になります。 8ページをご覧ください。 案３と案４につきましては、小学校と中学校を同じ仕様とするものになります。デザインが全く同じとなりますので、小学校から中学校に進学する際に使用できることに加え、兄弟のお下がりについても使用ができます。案３と案４の違いにつきましては、現在選定中の新しい学校名によってプリントする内容が変わってきます。 案３では、学校名が中学校と同じ本庄東になった場合、小学校と中学校で同じ学校名となりますので、同じ学校名をプリントすることになります。 案４では、学校名が本庄東以外になった場合、小学校と中学校の学校名を併記することで、小学校でも中学校でも使用できるとする案になります。 9ページをご覧ください。 本日、事務局案を４つ挙げさせていただきましたが、事務局としましては、案１と２につきましては、学校や製造業者、販売店と協議した結果、対応がむずかしいのではないかと考えています。また、案３と案４の場合には、新しい学校名がどのような名前になっても対応ができると考えています。 資料の４ページでご説明しましたが、製造業者から仕様の決定は令和10年３月までと伺っていますので、体育着の仕様につきましては、令和９年３月に新しい学校名が決定した後に、本部会で協議を行いたいと考えています。その間、事務局では案１と案２につきましても、対応可能な方法を検討して参りますので、部会員の皆さまにつきましても、良い案がありま

	したら会議の場でも会議外でも結構ですので、発案していただきますようお願いします。 また、9 ページ下にありますとおり、体育着の方針として、本庄東中学校と同じモデルを使用することや令和 11 年度から購入が可能になることにつきましては、10 月の統合準備委員会を経て、12 月に発行する統合準備委員会だよりで周知を予定しています。 体育着につきましては、本日は以上となります。
議長	事務局より新たな体育着の仕様については学校名の決定後に協議をすると説明がありましたが、その点についてご意見やご異議のある方はいらっしゃいますか。
	（異議なし）
議長	事務局は提案の通り進めてください。 次に、事務局より体育帽子について、説明お願いします。
事務局（松島）	10 ページをご覧ください。 体育帽子について、3 小学校の現在の状況になりますが、本庄東小学校では学年色を採用しており、6 色を使用しています。藤田小学校及び仁手小学校では赤白帽子を使用しています。 事務局案としましては、新たな学校の体育帽子につきましては、児童数が多くなる中で児童や保護者、教職員がすぐに学年がわかるように学年色を採用することとし、本庄東小学校の学年色を引き継ぐことを考えています。 また、導入時期になりますが、統合前から導入してしまうと藤田小学校及び仁手小学校の学校教育に支障がでることが考えられるため、学校長と協議をしたところ、支障はでるが学校で対応が可能であること、また統合時に保護者の買い替えによる費用負担を可能な限り抑えることを優先する方向性となりました。そのため事務局案としましては、体育着と同様に統合前に体育帽子を統一したいと考えています。 下の表をご覧ください。 令和 9 年度の 1 年生につきましては、本庄東小学校の学年色が赤色である

	ため、3 小学校ともに同じ赤白の帽子となります。そのため、翌年度の令和 10 年度の 1 年生から体育帽子を統一し、3 小学校共にオレンジ色の帽子となります。以降、1 年生の帽子の色につきましては、令和 11 年度は青、令和 12 年度はえんじ、統合予定の令和 13 年度は緑となります。 体育帽子につきましては以上となります。
議長	事務局より体育帽子については統一し、本庄東小学校の学年色を継承すること、また令和 10 年度の新入生から合わせていくことについて提案がありました。 この点について、ご意見ご異議等ありましたら、挙手をお願いします。
	（異議なし）
議長	事務局は提案の通り進めてください。 次に、事務局より体育館用シューズについて、説明お願いします。
事務局（松島）	11 ページをご覧ください。 体育館用シューズにつきましては、現在、仁手小学校で採用しています。上履きとは別に体育館で使用する運動靴を用意するもので、靴の指定はないとのことです。 体育館用シューズを採用するメリットとしましては、一般的に体育の授業で脱げにくかったり、体育館の床を清潔に保ち、傷つけることを防止するためと言われています。 この体育館用シューズになりますが、事務局案としましては、新たな学校では使用しないことを考えています。先ほどご説明しましたメリットの重要な事ではありますが、現状仁手小学校以外では採用していないことに加え、体育着や体育帽子同様に保護者の費用負担を可能な限り抑えるという観点から使用しないことで考えています。 議題（1）の説明は以上となります。
議長	事務局より体育館用シューズについて新たな学校では使用しない提案がありましたが、このことについてご意見ご異議等ありましたら挙手をお願いします。

様　式

	（異議なし）
議長	現在使用している仁手小学校もよろしいでしょうか。
	（異議なし）
議長	事務局は提案の通り進めてください。 次に議題（2）通学用バスについて事務局より説明をお願いします。
事務局（松島）	議題（2）通学用バスについて、ご説明します。資料の 12 ページをご覧ください。 まずはご連絡となります。前々回の会議から藤田地区及び仁手地区の部会員の皆さまにお願いしております、停留所の候補地につきまして、期限が来月末の 10 月 30 日となります。11 月に開催予定の第 4 回会議で使用しますので、期限までにご提出いただきますようお願いします。 つづきまして、13 ページをご覧ください。通学用バスの乗車範囲になります。 これまで、地域説明会や統合準備委員会だより等では、藤田小学校及び仁手小学校の児童に対して通学用バスを用意すると周知をしてきたとおり、事務局案としましては、通学用バスの乗車範囲は現在の藤田小学校及び仁手小学校の学区としたいと考えています。 別紙をご覧ください。3 小学校の学区を色分けした地図になります。こちらは本庄市立小中学校の通学区域に関する規則で定めた学区となり、この学区が指定校といわれるものになります。 本庄東小学校の学区のうち、青い線の国道 17 号線より北側の一部につきましては、指定校は本庄東小学校になりますが、地理的理由により仁手小学校を希望する場合には指定校の変更が可能になっています。 また以前より会議でお話がありました藤田小学校の学区のうち、国道 17 号線より南側の寿 3 丁目の一部につきましては、指定校は藤田小学校になりますが、自治会介入状況として、諏訪自治会に加入している場合には、本庄東小学校に指定校を変更することが可能となっています。 今ご説明した 2 か所につきましては、規則に規定されている通学区域の変更を認める地域となりますが、変更は個人の申し出によるものになります

	ので、通学用バスの乗車範囲は規則に定めた学区とすることを考えています。 乗車範囲は、別紙の地図で色分けをしている藤田小学校及び仁手小学校の学区となります。住所では資料１の 13 ページ下の表にあります住所となります。 また、事務局としましては、統合により通う小学校の場所がかわる藤田小学校及び仁手小学校の児童につきましては、通学用バスで新しい小学校に通って頂きますが、今回定める通学用バスの乗車範囲は、他の小中学校区の状況に応じて見直す可能性があることを加えさせていただきたいと考えています。小学校の統合につきましては、本庄東中学校区の後、児玉中学校区、本庄西中学校区が本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）で予定されています。通学用バスを利用する学校区が増える過程で、乗車範囲につきましても、一定の範囲が示されることが想定されます。その際には本庄東中学校区の新たな小学校の通学用バスにつきましても、乗車範囲を見直すことも考えられるため、予めその可能性について周知するものになります。 通学用バスの説明は以上となります。
議長	事務局からの説明に対して、ご意見ご異議等ある方は挙手をお願いします。
	（異議なし）
議長	現在、停留所の候補地等を決めている途中だと思いますが、そちらの疑問点等はありますか。
部会員 C	藤田小学校ＰＴＡの会議で通学用バスの停留所を毎年変更できるようにしてほしいという意見が多く出ています。年度によって児童の分布が離れてしまう可能性がありますので、検討していただきたいと思います。
部会員 D	藤田地区は全部で 7 地区ありますが、仮に通学用バス 1 台で回ると一周する間に 30 分以上はかかると思います。 乗車時間が 30 分以上かかるため、ルートを増やすことになると思いますが、それによってバスの大きさも変わると思います。そうなると停留所に大型バスが置けない等の諸問題が出てくると思いますが、その辺を事務局はどのように考えていますか。

様　式

議長	次回以降の話し合いで詰めていくことになると思いますが、事務局の考えをお願いします。
事務局	最初の質問ですが、現状、統合準備委員会及び学校生活部会で停留所の場所を協議していますが、毎年変えるとなりますと、協議と決定をする場をどこにするかが一つ課題になると思います。学校、ＰＴＡ、または別に委員会を設けて協議をすること等考えられますが、バスがその場所に停められるかといった判断を誰が行うか等の課題はあると思います。 課題はありますが、検討させていただきたいと思います。 次に、ルートとバスの台数になりますが、今年度の藤田小学校の児童数が80人程度になりますので、大型バス1台では乗れません。 前回の会議でもご説明させていただいたと思いますが、まずは停留所の場所の方を決めさせていただいて、そこに停車できる大きさや、ルートを構成したときの所要時間等を考慮して、バスの大きさや停留所の場所を複数案ある中から選んでいくことを想定をしています。
部会員Ｃ	全く停車できない場所もあると思いますので、バスのサイズをある程度把握したいのですが、わかりますか。
事務局	幅が3m程度になりまして、長さが大型で12m程度、中型ですと9m程度、小型で8m程度になります。
部会員Ｃ	現時点ではどのバスを使うか決まっていないということでよろしいですか。
事務局	まずは地区の児童にとって一番良い場所を選んでいただいて、次回の会議で複数の中から一番良い場所を決めていただきます。バスが入れるかについては事務局だけでは判断が難しいため、来年度の会議では専門知識のある方からも意見を伺って停留所の場所やバスの大きさを決めていきたいと考えています。 まずは地区の希望場所を伺い、仮設定し、来年度以降に決めていく流れになります。
部会員Ｃ	10月に提出する際は、細かいところまで考えずに希望の場所を提出すればよいことがわかりました。

様　式

部会員 E	田中の自治会で離れた場所に 6 年生 1 人が予定されるのですが、1 年間のために停留所を希望しても良いでしょうか。先ほどの毎年変更できるかどうかに関係しますが、1 年で廃止になってしまうので、停留所を 1 か所としてそちらに集まった方が良いのでしょうか。
事務局	先ほどの説明と重複しますが、停留所の位置を毎年考えられる仕組みについては検討します。田中の自治会ですと上側のごみ取集場付近の集落と市営住宅付近の集落と 2 か所があると思いますが、2 か所を希望でしたら挙げていただいて、その後 1 か所で良いか否かを協議することになります。
議長	その他にご意見無いようですので、次の項目について事務局より説明をお願いします。
事務局（松島）	資料の 14 ページをご覧ください。次回、第 4 回学校生活部会についてのご連絡になります。 11 月 27 日金曜日に予定されている第 4 回会議では、部会員の皆さまからご提出いただいた候補地について、藤田小学校区と仁手小学校区の部会員で協議を予定しています。そのため第 4 回会議は本庄東小学校区の部会員はお休みとさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いします。説明は以上となります。
議長	ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見ご質問等ございますか。
	（質問なし）
議長	続きまして、議題（3）「その他について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（山田）	本日議題（3）はございません。
議長	それでは、これで本日の議題は終了となります。 停留所の場所の提出をしていない部会員は、10 月 30 日（金）までに事務局へ提出をお願いします。 また、次回の第 4 回会議は藤田小学校区と仁手小学校区の部会員の協議となりますので、お間違えないようにご注意ください。　それでは、進行を事務局にお返しします。
事務局（山田）	慎重なご協議、大変ありがとうございました。また、議長を務めていただ

様　式

	きました太田部会長にお礼申し上げます。ありがとうございました。 続きまして、次第の 4 番「事務連絡」について、事務局から連絡が 3 点ございます。 1 点目としまして、太田部会長からもお話がありましたが、次回の第 4 回会議につきましては、藤田小学校区及び仁手小学校区の部会員で停留所の場所について協議を予定しております。本庄東小学校区の部会員はお休みとなりますので、お間違えのないようお願いいたします。 2 点目としまして、本日の会議の会議録の案につきまして、事務局で作成が完了次第、部会員の皆様にメールにて送付させていただきます。お手数ですが、お手元に届きましたら内容をご確認いただき、記載内容に修正等がございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。 最後に、3 点目としまして、本日の議題（1）で事務局より説明させていただきましたが、体育着の方針については、10 月の統合準備委員会等を経て、12 月 1 日の統合準備委員会だよりで周知する予定となります。 是非、皆さま各団体で集まりがある際には、周知していただきますようお願いします。不明な点等ありましたら、事務局までご相談いただきますようお願い申し上げます。 事務局からの連絡は以上です。 それでは、以上をもちまして、第 3 回学校生活部会を閉会します。本日は、誠にありがとうございました。